

飼い主のいない猫の不妊去勢事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の趣旨に基づき、繁殖を防止し、人と動物が共生できる生活環境の確保を図ることを目的とした公益社団法人宮城県獣医師会（以下「獣医師会」という。）が行う飼い主のいない猫の不妊去勢事業に要する経費について、当該獣医師会に対し予算の範囲内において飼い主のいない猫の不妊去勢事業補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象等)

第2条 この補助金の交付対象は、獣医師会が、本県に住所を有する者が行う県内（仙台市の地域を除く。）に生息する飼い主のいない猫の不妊手術又は去勢手術の実施に必要な費用の一部として助成するために必要な経費であり、別表に掲げるものとする。

2 獣医師会が、本事業に充当することを目的として、県以外の団体及び個人から助成金、寄付金等を受け入れた場合は、前項に規定する経費から当該助成金、寄付金等の金額を除くものとする。

(交付の申請)

第3条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとする。

2 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 定款及び役員名簿
- (4) 県税の滞納がないことを確認できる書類

(交付の決定等)

第4条 知事は、申請書が到達してから30日以内に、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査を行った上で、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとする。

(交付の条件)

第5条 規則第5条第1項第1号に規定する知事の定める軽微な変更は、補助対象事業の内容の変更（当初事業目的を変更しない範囲のものに限る。）で、補助金の額に変更を生じないものとする。

2 規則第5条第1項の規定による変更等の申請は、事業変更等承認申請書（様式第2号）により行うものとする。

3 規則第5条第3項の規定による中止又は廃止の申請は、事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）により行うものとする。

4 前二項の申請に対する承認は、承認通知書（様式第4号）により行うものとする。この場合において、事業を廃止する場合又は事業費の変更を伴う場合は、知事は、交付決定を取り消し、又は変更することができる。

(申請の取下げ)

第6条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、交付決定の通知があった日から30日を経過した日までに交付申請取下書(様式第5号)により行うものとする。

(状況報告)

第7条 規則第10条の規定による報告は、事業状況報告書(様式第6号)によるものとする。

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定による補助事業実績報告書の様式は、様式第7号によるものとする。

2 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業結果報告書
- (2) 収支計算書又は収支を証する書類
- (3) 飼い主のいない猫の不妊去勢事業に係る不妊(避妊・去勢)施術依頼及び助成金申請書(写)

(補助金の交付)

第9条 知事は、補助金を規則第15条ただし書の規定による概算払により交付するものとする。

2 補助事業者は、第8条に規定する補助金の交付決定額の通知を受けた場合、速やかに概算払請求書(様式第8号)を知事に提出するものとする。

(委任)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年7月22日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日から起算して3年を経過する日までに見直しを行うものとする。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表

区 分	内 容	備 考
助成に係る経費	不妊手術にあつては1件当たり 12,000円 去勢手術にあつては1件当たり 6,000円	事業に係る費用は、まず、交付要綱第3条第2項に規定する事業計画書において記載される自己資金を充て、当該自己資金の全額を充てた後に補助金を充てるものとする(補助金の額は、当該年度の予算の額を超えることができない。)
手数料	助成金を支出するために要する経費	

様式第1号

飼い主のいない猫の不妊去勢事業補助金交付申請書

平成 年 月 日

宮城県知事

殿

申請者の住所又は所在地

申請者の氏名又は名称

印

平成 年度における表記の補助金の交付を受けたいので、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号）第3条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の名称 飼い主のいない猫の不妊去勢事業
- 2 補助の種類 飼い主のいない猫の不妊去勢事業補助金
- 3 補助金交付申請額 金 円
- 4 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 定款、役員名簿
 - (4) 県税の滞納がないことを確認できる書類

様式第2号

飼い主のいない猫の不妊去勢事業補助金事業変更等承認申請書

平成 年 月 日

宮城県知事

殿

申請者の住所又は所在地

申請者の氏名又は名称

印

平成 年 月 日付宮城県（食と暮）指令第 号で交付の決定の通知がありました標記の補助金について、下記のとおり変更したいので、補助金等交付規則第5条第1項第2号の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の名称 飼い主のいない猫の不妊去勢事業
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由
- 4 添付書類
 - (1) 交付申請書（様式第1号）の添付書類のうち変更に係る書類
 - (2) その他必要な資料

様式第3号

飼い主のいない猫の不妊去勢事業補助金事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日

宮城県知事

殿

申請者の住所又は所在地

申請者の氏名又は名称

印

平成 年 月 日付宮城県（食と暮）指令第 号で交付の決定の通知がありました標記の補助金について、下記のとおり中止（廃止）したいので、補助金等交付規則第5条第1項第3号の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の名称 飼い主のいない猫の不妊去勢事業
- 2 中止（廃止）の理由
- 3 中止の期間及び再開の時期（廃止の時期）
- 4 添付書類

様式第4号

飼い主のいない猫の不妊去勢事業補助金事業（変更・中止・廃止）承認通知書

宮城県（食と暮）指令第 号

殿

平成 年 月 日付けで申請のありました表記の補助金（変更・中止・廃止）について、
下記のとおり承認します。

平成 年 月 日

宮城県知事 印

記

1 補助事業の名称 飼い主のいない猫の不妊去勢事業

2 補助内示額 金 円

3 承認の内容

①下記のとおり事業を変更すること

②事業を中止すること

③事業を廃止すること

様式第5号

飼い主のいない猫の不妊去勢事業補助金交付申請取下書

平成 年 月 日

宮城県知事

殿

申請者の住所又は所在地

申請者の氏名又は名称

印

平成 年 月 日付宮城県（食と暮）指令第 号で交付の決定の通知がありました標記の補助金について、下記のとおり不服があるので、補助金等交付規則第7条の規定により、申請を取り下げます。

記

- 1 補助事業の名称 飼い主のいない猫の不妊去勢事業
- 2 補助内示額 金 円
- 3 申請年月日
- 4 不服のある交付の決定内容又は決定に付された条件及びその理由

様式第6号

飼い主のいない猫の不妊去勢事業補助金事業状況報告書

平成 年 月 日

宮城県知事

殿

申請者の住所又は所在地

申請者の氏名又は名称

印

平成 年 月 日付宮城県（食と暮）指令第 号で交付の決定の通知がありました標記の補助金について、下記のとおり事業等の遂行の状況について報告します。

記

- 1 補助事業の名称 飼い主のいない猫の不妊去勢事業
- 2 事業等の遂行の状況

4 添付書類

様式第7号

飼い主のいない猫の不妊去勢事業補助金事業実績報告書

平成 年 月 日

宮城県知事

殿

申請者の住所又は所在地

申請者の氏名又は名称

印

平成 年 月 日付宮城県（食と暮）指令第 号で交付の決定の通知がありました標記の補助金に係る事業実績について、補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称 飼い主のいない猫の不妊去勢事業

- 2 事業の概要

- 3 事業の内容

- 4 添付書類
 - ①事業結果報告書
 - ②収支計算書又は収支を証する書類
 - ③飼い主不明猫の不妊（避妊・去勢）施術依頼並びに助成金申請書（写）

様式第8号

飼い主のいない猫の不妊去勢事業補助金概算払請求書

平成 年 月 日

宮城県知事

殿

申請者の住所又は所在地

申請者の氏名又は名称

印

平成 年 月 日付宮城県（食と暮）指令第 号で交付の決定の通知がありました標記の補助金について、補助金等交付規則第15条ただし書の規定により概算払いで交付を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助事業の名称 飼い主のいない猫の不妊去勢事業

- 2 交付決定額又は 金 円
補助確定額

- 3 請求額 金 円

- 4 概算払い請求が必要な理由